

被告 遠藤千尋

F A C T 別	請求原因 ( X の主張 )			抗弁 ( Y の主張 )		X の反論	
	記号	指示事項に該当する記事内容	指示事項	Y : 指示事項が事実の指示が意見ないし論評かの別	Y : 主要事実が真実であることを推認させる事情 ( 意見ないし論評であれば、意見ないし論評の前提とする事実が重要な部分について真実であることを推認させる事情 )	書面=[] 証拠=( )	X : 主要事実が真実であることを推認を妨げる事情 ( 意見ないし論評であれば、意見ないし論評の前提とする事実が重要な部分について真実であることを推認を妨げる事情 )
( F A C T ・ 4 )	ア	「村田養豚場 ( 村田畜産/村田商店 ) 下流の水質汚濁が長年にわたり問題視されてきました。しかし、奈良県と奈良市はこれら村田養豚場 ( 村田畜産/村田商店 ) による不法行為や迷惑行為をすべて黙認し」 ( 1 頁本文 6 行目 - 9 行目 )		「...問題視されてきました」=事実の指示 ( ※ただし「指示事項」には該当しない ) 「しかし、...」=意見ないし論評	(116)本件記事冒頭で、「不法行為や迷惑行為」と併記されているところ、「迷惑行為については不法行為に該当するかのよう」と解釈するのは、牽強付会に過ぎる。 [被⑧-9頁(甲2:1頁)] (117)赤田川の水質汚濁は合併前の加茂町時代から懸案事項となっており、平成 1 4 ( 2 0 0 2 ) 年ごろに地元三区長から加茂町長への要望など平成 1 4 ( 2 0 0 2 ) 年ごろから記録がある。 [被④-9頁(乙8の2:2頁、乙9の1:1頁)]		(37)村田養豚場下流の水質汚濁が長年問題視されているという内容を記載した上で、「これら村田養豚場 ( 村田畜産/村田商店 ) による不法行為や迷惑行為」と記載することが、迷惑行為については不法行為に該当するかのよう記述されているものであると解釈することは、至極自然なことである。 (38)少なくとも「不法行為や迷惑行為」と記載していることで、赤田川下流の水質汚濁について、村田養豚場が原因であると特定しているとしが解釈のしようがない。
	イ	「赤田川下流の水質汚濁」 ( 4 7 頁表題 )	村田養豚場が、赤田川の水質汚濁の原因者であり、それにより村田養豚場の下流域において、農業や人体への被害が出ており、原告には違法性がある。	事実の指示 ※ただし「指示事項」には該当しない。	(118)平成 2 8 ( 2 0 1 6 ) 年 1 2 月 2 6 日、木津川市による赤田川の水質検査で、著しい水質汚濁が検出(高田で BOD が 30mg/L、COD が 26mg/L)された。 [被④14・49頁(乙8の1:4頁)] (119)平成 2 9 ( 2 0 1 7 ) 年 4 月 1 0 日、エヌエス環境株式会社は、提案書において「特に糞便大腸菌が 10,000 個/ml を超過した状態は、し尿レベルの汚染であり、他の病原菌に汚染が心配される。一般河川、また農業用水として衛生的に心配。」と指摘した。 [被④14・50頁(乙8の1:2頁)] (120)平成 2 9 ( 2 0 1 7 ) 年 4 月 1 4 日、京都府山城南農業改良普及センターは「現在の水質が続けば、水稲・ナス等への生育への影響が懸念される」との見解を示した。 [被④14・50頁(乙8の2:1頁、乙9の2:2頁)] (121)木津川市は赤田川の水質汚濁を「府県境を跨ぐ公害」と捉えている。 [被④49-51頁(乙9の1:4頁、乙9の2:1・2頁)] (122)平成 2 9 ( 2 0 1 7 ) 年 5 月 3 0 日、木津川市は赤田川水質汚濁状況調査を実施した。現地調査の報告書では、村田養豚場に境に河川の状況が変化する様子が報告された。こうした河川の状況は、被告が川の上から観察して感じていた印象 ( 本件記事 ) と一致する。 [被④15・49-51頁(甲2:51頁、乙10:2頁)] (123)平成 2 9 ( 2 0 1 7 ) 年 6 月 2 3 日には、京都やましろ J A から木津川市長に、赤田川の水質改善を求める要望書が直接手渡された。 [被④15・51頁(乙11)] (124)平成 2 9 ( 2 0 1 7 ) 年 7 月 2 1 日、西小・大門・高田・観音寺・大野の流域五地区から、赤田川の水質改善要望書が、木津川市長に直接手渡された。 [被④15・51-52頁(乙12)] (125)加茂町と京都府は原告に対し立ち入り調査を受け入れるよう求めていたが、平成 1 5 ( 2 0 0 3 ) 年 3 月、原告は京都府側の立ち入りを拒否している。 [被④49頁(乙9の1:3頁)] (126)平成 2 9 ( 2 0 1 7 ) 年 8 月、原告は木津川市及び京都府による村田養豚場への立ち入り調査を拒否し、京都府が求めた調査内容についても回答を拒否した。 [被④15・51-52頁(乙13:3頁)] (127)平成 2 9 ( 2 0 1 7 ) 年 1 1 月 7 日、木津川市長が奈良県農林部長と懇談し、村田養豚場を念頭に、赤田川水質改善への協力と、事業者を適切に指導することを依頼した。 [被④15・52-53頁(乙14)] (128)平成 2 9 ( 2 0 1 7 ) 年 1 1 月、木津川市による赤田川水質汚濁状況調査報告書は、赤田川の水質汚濁原因について「府県境に位置する養豚場付近で、高濃度かつ大量の有機汚濁成分が排出されて、赤田川の水質汚濁を引き起こしていると考えられる」と結論づけた。 [被④15・53-54頁(乙15:25頁)] (129)平成 2 9 ( 2 0 1 7 ) 年 1 1 月 1 4 日、木津川市長が奈良県知事を訪れ、赤田川の水質改善に配慮を願う要請書を手渡した。当初木津川市はこの要請書を京都府知事と連名で発出することを希望していたが、このことは木津川市の問題解決に於ける強い意志を感じさせる。また、検討中の文案では「奈良市と木津川市の境界付近で河川の状況が大きく悪化していることが確認され、その付近にある事業所が上流側の汚濁源の一つとなっている可能性が示唆されています」としており、最終案よりも踏み込んだ表現となっていた。 [被④15・54頁(乙17の1乃至3)] (130)平成 2 9 ( 2 0 1 7 ) 年 1 1 月 2 2 日、木津川市長が奈良市長を訪問して、奈良県知事宛と同内容の要請書を手渡している。この要請文においても、途中の文案は最終案と少し異なっており、「調査・対応をされた結果につきましては、木津川市及び京都府に提供いただけますようお願いいたします」という具体的な要請が含まれていた。 [被④16・54-55頁(乙18の1及び2)] (131)平成 2 9 ( 2 0 1 7 ) 年 1 1 月ごろから、原告には E C M ーターの測定値が提供されており、平成 3 0 ( 2 0 1 8 ) 年 2 月ごろ、原告は測定値を踏まえ、排水処理設備の改修を行う意向を示した。 [被④16・55-56頁(乙16の1及び2、乙19:1頁、乙20:3-4頁、乙21)] (132)平成 3 0 ( 2 0 1 8 ) 年 3 月ごろ、原告は木津川市が市道管理、水路管理、境界確定等に関して原告の要望を受け入れない限り、排水処理設備の改修を取りやめるとした。 [被④16・56頁(乙22、乙23:2頁)] (133)木津川市の平成 3 0 ( 2 0 1 8 ) 年 3 月 5 日付け報告書「村田養豚場の排水対策に関する奈良県畜産課からの連絡」2 頁に「木津川市は原因者を村田養豚場とは特定していない。奈良県が特定したのなら、市に報告があったのか？」とのメモ書きがある。このことから、原告が赤田川水質汚濁の原因者であるということを前提として、奈良県が何かを発言していたことがうかがえる。 [被④56頁(乙22:2頁)] (134)平成 3 0 ( 2 0 1 8 ) 年 3 月 2 9 日、奈良県、奈良市、京都府、木津川市、原告による合同会議が開かれたが、その席上でも、原告は終始高圧的な態度で木津川市に接しており、「今後、どういった対策をしてもらえるのか」と迫っている。また、原告は村田養豚場からの排水が、水質汚濁防止法上、規制対象とならない排水量であることから、「村田養豚場は、基準を満たしており、BOD、COD は基準に含まれていない。河川の色で汚濁していると言えるのか。塩水を流してやろうか」と言い放っている。これなどは、とても「奈良を代表する」ブランド豚を生産する農場の発言とは思われない。 [被④57頁(乙24:3・6頁)] (135)原告が排水処理設備改修と引き換えに木津川市に要求した水路工事は、原告に近いと思いき業者が下請負し、しかも一括下請負が疑われる極めて異常な工事であった。しかし本件水路工事が完了しても、原告による排水設備改修は、すくには始まらなかった。それどころか原告は、平成 3 1 ( 2 0 1 9 ) 年 3 月から 4 月にかけて、奈良県を通じて木津川市に対し追加の水路工事を求めている。 [被④57-59頁(乙22:2頁、乙63、乙64:1頁、乙65:2頁、乙66、乙67、乙68)]		(136)原告は平成 3 1 ( 2 0 1 9 ) 年 6 月上旬ごろに排水処理設備を改修したが、この排水処理設備の主な機能は、固体・油分と液体の分離と見られ、検討段階で紹介されていた同分槽のような、いわゆる浄化槽は見当たらない。また排水処理設備からは汚水が周囲に漏れ出しており、汚水が肥育豚運搬トラックのタイヤと接触し得る状態となっている。その上この排水処理設備は完成した後にも度々配管が変更されている。なお令和元 ( 2 0 1 9 ) 年 1 0 月に追加された装置は縦穴の汚水を攪拌し、固形物を沈殿させないためのものと思われる。 [被④60-62頁、被告⑧-9頁(乙70、乙71の1及び2、乙72:(31)-(39)、乙118)] (137)本件断状によれば、原告は排水に自信を持っていることがうかがえる。そうであるならば、相手が木津川市であれば、立ち入り調査を求めたとしても何ら支障はないはずである。原告は、木津川市の立ち入り調査を快く受け入れるとともに、自らすすんで、木津川市に排水設備に関する詳細な情報を伝えるべきである。 [被④62頁] (138)平成 2 9 ( 2 0 1 7 ) 年 1 1 月 1 3 日付けの木津川市まち美化推進課の報告書「赤田川水質汚濁状況調査報告書の奈良県、奈良市担当部長への連絡」に、奈良市の発言として「奈良市からも指導等を行う中で、養豚場は、現在、水質改善に向けた新たな対策を検討されている」とあり、奈良県の発言として「畜産農家へは、河川の負担をできるだけ少なくするよう指導を行っていく」とある。 [被④9頁(乙16の1:3・5頁)] (139)「汚濁」と言う言葉は水質汚濁防止法特有の表現ではない。 [被④41-42頁] (140)公共用水域である赤田川の、その中でも当尾京都府歴史的な自然環境保全地域に指定された区間で、環境基準を超える著しい水質汚濁がたびたびみられることは、そのこと自体が地域にとって被害であると言わなければならない。 [被④42頁(乙9の2:1・3頁)] (141)村田養豚場は、下流で問題視されている有機汚濁物質に関して、排水規制を受けておらず、したがって、村田養豚場が水質汚濁防止法上の排水基準を満たしていること、村田養豚場が下流で問題となっている有機汚濁の原因

		<p>「赤田川北の地権者（Aさん）によると、養豚場の少し下流の山林の持ち主が、しいたけ栽培のため川からポンプで水を汲み上げていたが、糞尿ですくポンプが詰まるとぼやいていた」（50頁5行目～7行目）</p> <p>「砂防ダムより上流であるためか、渓流にある水たまりにも、どろりとした茶色いヘドロがたまっています。撮影した人によると、谷にたまたよう漏しびきが乾いて、葉っぱやあたり一面白い粉をふいていたとのこと。撮影した人は、帰宅後熱が出ました。」（50頁9行目～5</p> <p>「こうした水質汚濁の原因として、木津川市議会が長年議論されている場所のひとつが、奈良ブランド豚「郷Pork」を生産する村田養豚場（村田畜産/村田商店）です。」（51頁6行目～10行目）</p>	
ウ	<p>「村田養豚場（村田畜産/村田商店）からの排水が、下流に著しい水質汚濁をもたらしている可能性について、長年にわたり何度も議論されています。」（47頁頭書3行目～6行目）</p>	<p>(117)</p> <p>(161)被告は、本件記事公開前に、木津川市議会において、赤田川の水質汚濁問題が長年議論されており、村田養豚場がその原因と疑われていることを、インターネット上に公開された木津川市議会議事録で確認していた。 [被@43頁](乙9)</p>	
エ	<p>「赤田川北の地権者（Aさん）によると、養豚場の少し下流の山林の持ち主が、しいたけ栽培のため川からポンプで水を汲み上げていたが、糞尿ですくポンプが詰まるとぼやいていた」（50頁5行目～7行目）</p>	<p>(123)</p> <p>(162)村田養豚場直下の赤田川に、強烈な悪臭を放つ泥が溜まっていることや、村田養豚場を境に赤田川の水質汚濁状況が一変することについても、木津川市が行った赤田川の踏査によって、確かめられている。 [被@30頁](乙10:2頁)</p>	<p>(47)養豚場下流の住民の証言として、しいたけ栽培のためのポンプが詰まることとが、付近で写真撮影をした人が後に発熱したというような内容を記載することは、相当程度具体的な被害が生じていることを指摘していることにほかならず、その原因が村田養豚場による水質汚濁であると明示していることと解釈することが最も自然である。</p>
オ	<p>「砂防ダムより上流であるためか、渓流にある水たまりにも、どろりとした茶色いヘドロがたまっています。撮影した人によると、谷にたまたよう漏しびきが乾いて、葉っぱやあたり一面白い粉をふいていたとのこと。撮影した人は、帰宅後熱が出ました。」（50頁9行目～5</p>	<p>(163)本件記事に、原告による水質汚濁防止法違反を指摘する記述はない。また、赤田川下流で具体的な農業被害が発生しているとは指摘している箇所もない。村田養豚場からすぐ下流の浄瑠璃寺奥の院近辺では、著しい水質汚濁が頻りに観察されているので、被告はそのことを象徴する出来事をいくつか紹介したに過ぎない。 [被@8・9・44頁](甲2:50-51頁)</p>	
カ	<p>「こうした水質汚濁の原因として、木津川市議会が長年議論されている場所のひとつが、奈良ブランド豚「郷Pork」を生産する村田養豚場（村田畜産/村田商店）です。」（51頁6行目～10行目）</p>	<p>(117)(161)</p>	

「赤田川北の地権者（Aさん）によると、養豚場の少し下流の山林の持ち主が、しいたけ栽培のため川からポンプで水を汲み上げていたが、糞尿ですくポンプが詰まるとぼやいていた」（50頁5行目～7行目）

「砂防ダムより上流であるためか、渓流にある水たまりにも、どろりとした茶色いヘドロがたまっています。撮影した人によると、谷にたまたよう漏しびきが乾いて、葉っぱやあたり一面白い粉をふいていたとのこと。撮影した人は、帰宅後熱が出ました。」（50頁9行目～5

「こうした水質汚濁の原因として、木津川市議会が長年議論されている場所のひとつが、奈良ブランド豚「郷Pork」を生産する村田養豚場（村田畜産/村田商店）です。」（51頁6行目～10行目）

被告ではないことを何ら保証しない。  
[被@42-43頁、甲@15-16頁、被@29-30頁](甲14:15-16頁)

(142)平成28（2016）年までに行われた民間の調査においても、赤田川の水質汚濁が深刻化していることが指摘されており、その原因として「上流域にある産院の山と養豚場」が挙げられていた。  
[被@43頁](乙89:4頁)

(143)もし赤田川下流で具体的な農業被害が出た場合は、下流域農業者から原因者に対し、公害訴訟などが提起されることが大いにあり得る。実際、木津川市は、平成29（2017）年春頃には、赤田川の水質汚濁が深刻化したことを受けて、公害調停あるいは公害訴訟についても検討しており、京都府に対して、公害紛争処理を念頭に、農業被害が出た場合の農業者への支援を要請している。  
[被@44頁](乙9の2:3頁)

(144)赤田川上流の松谷処分場が、赤田川の水質汚濁源である可能性は、木津川市赤田川水質汚濁状況調査報告書などによって否定されている。  
[被@44-45頁](乙8の1:2頁、乙15:6・12:22頁)

(145)奥の院下流の砂防ダムが、赤田川の二次的な水質悪化の原因となっている可能性が考えられるようになったのは、平成29（2017）年5月30日に行われた木津川市による赤田川水質汚濁状況調査の後である。したがって、平成28（2016）年6月公開の本件記事に、砂防ダムが二次汚濁源となっている可能性について記載がないことは、当然と言える。  
[被@45頁](乙62:1頁)

(146)砂防ダムの取水設備の閉鎖が行われなくなったのは、閉鎖機構が故障したことに加え、開放時に汚濁した底質を呑んだ黒い水が下流に流れ込むためである（乙15-25頁）。  
[被@45頁](乙15:25頁)

(147)砂防ダムが二次的な水質悪化の原因となる理由は、ガスとともにスカム状の物質が噴き上がり、それらが水面を浮遊して、下流に流れ下ることなどによる。この現象は、赤田川上流から大量の有機汚濁成分が流れ込むことによって生じていると考えられ、それゆえに砂防ダムは、「二次的な」水質悪化の原因とされている。  
[被@45-46頁](乙15:20頁)

(148)現在では、砂防ダムにおいて、スカム状物質の噴き上がりは少なくなっており、砂防ダムが二次汚濁源となっているとは考えられていない。  
[被@46頁](乙62:2頁)

(149)砂防ダム改修について、京都府山城南土木事務所は、河川法に基づき、有機汚濁成分流入の原因者に現状復旧させること、あるいは、原因者に代わって木津川市が現状復旧を行い、原因者にその費用を請求することが可能であると結論づけている。  
[被@46頁](乙90:3頁)

(150)原告による餌の改善は、水質改善のための工夫というよりも、食品残渣が流出した際、それが露見することを避けるための工夫であったと解する余地もある。なお、原告の主張する餌の改善が行われた「平成29年夏が秋頃」は、本件記事が公開されたあとである。  
[被@48-49頁、原@19頁](乙10:2頁、乙15:7頁、乙31:(1)-(3)(18)-(24)、乙56:(1)-(8))

(151)原告が新しい排水設備設置の工事を開始したのは、令和元（2019）年5月ごろである。これは原告が、被告に対し、本件御通知書を送付した平成31（2019）年3月1日よりもあつたことである。原告はこの新しい排水設備が令和元（2019）年10月の時点でほぼ完成したとするが、これは原告による本訴訟の提起よりあつたことであることはもちろん、被告が被告第1準備書面を提出した2019（令和元）年9月10日よりもあつたことである。  
[被@49頁、原@19頁](乙72:(25)、乙1)

(152)原告が、下流域からの苦情に触れず、「弥勒の道プロジェクト」の要求に応じて努力をしてきたと主張することには、問題を、原告と被告の関係のみに矮小化しようという、原告の戦略的意図が込められているものと考えられる。  
[被@49-50頁、原@20頁](乙11、乙12、乙15、乙17の1、乙18の1)

(153)被告は、本件記事公開後、原告による訴訟提起を受けた後の、令和元（2019）年9月11日まで、本件記事を一切変更しておらず、また原告も、平成31（2019）年3月1日の本件御通知書送付まで、本件記事を具体的に指定して、被告に何かを要求したことはない。したがって「原告を攻撃し続ける被告の対応は、非常に苛烈なものである」とする原告の主張は、実態を反映していない。  
[被@50頁、原@20頁]

(154)原告は木津川市の立ち入り調査を拒んでいる上、奈良県や京都府などにも、木津川市に村田養豚場に関する情報を提供しないよう求めている（乙24-8頁）ので、原告の排水に対する取組みは、木津川市にほとんど把握されておらず、当然の帰結として、木津川市による下流域への説明でも、原告の取組みの詳細はほとんど伝えられていない。この状況で、被告に対し、原告の取組みを理解するよう求めることには無理がある。  
[被@59-60頁、被@50頁](乙9の1:3頁、乙13:3頁、乙24:8頁、乙69、乙119)

(155)被告の主張は「平成29年11月の木津川市赤田川水質汚濁状況報告等において、赤田川の水質汚濁源が村田養豚場付近であることまでは特定している」ことのみによって主張するものではない。  
[被@4-5頁](乙15:25頁)

(44)本件記事内容からすれば、被告が、赤田川の水質汚濁の原因者が原告であり、その影響で被害が生じている、と明示していることは明らかであり、原告の違法性を指摘しているものである。

(45)本件記事内容を読んで、被告の主張するような「意見の表明」であると解釈することは不可能である。「外にいる人が少なくなる時間を見計らって汚水が流されている」等の記載によれば、明らかに赤田川水質汚濁における村田養豚場の有責性を明示した記事である。

(46)平成29年11月の木津川市赤田川水質汚濁状況調査報告書等に関し、原告が指摘していることは、本件記事掲載当時、「村田養豚場が赤田川の水質汚濁源である」ということを真実であると被告が真実につき正当な理由があつたか否かの判断においては、本件記事が掲載された平成28年6月時点において存在している資料のみを根拠とすべきであるということである。

キ	<p>「村田養豚場より下流に限って糞尿あるいはどぶ川のような臭いが酷いという現象があります。最近は特に日暮れごろに臭くなります。谷の上の尾根道まで臭いが漂ってくるほどです。外にいる人が少なくなる時間を見計らって汚水が流されているのかもしれませんが。」(51頁6行目～10行目)</p>	<p>「...臭いが漂ってくるほどです」=事実の提示(※ただし「提示事項」には該当しない)  「外にいる人...」=意見なし論評</p>	<p>(123)</p> <p>(164)「人が少なくなる時間を見計らって汚水が流されて」いたこと自体は、のちに木津川市が、赤田川の奥之院付近で実施した、E.C連続モニタリング調査において、高い頻度で夜間に、人為的な水質汚濁が検知されたことにより、科学的に裏付けられた。  <b>【表③0頁(乙16:22頁)】</b></p>	<p>(48)「水質汚濁の原因として、木津川市議会で長年議論されている場所のひとつが、奈良ブランド豚「郷Pork」を生産する村田養豚場(村田畜産/村田商店)です。」と記載したのち、「村田養豚場より下流に限って糞尿あるいはどぶ川のような臭いが酷いという現象があります。」「外にいる人が少なくなる時間を見計らって汚水が流されているのかもしれませんが」と記載することは、明らかに「村田養豚場が汚水を流している」ということを暗示しているものである。そうすると、本件記事において、村田養豚場が原因であると断定はしていないという被告の主張は不合理である。</p> <p>(49)村田養豚場は、モニタリング検査の結果につき、木津川市より指摘されたが、全く心当たりはなかった。夜間には村田養豚場の従業員はすでに帰宅しており、作業は行っていない。</p>
---	--	--	---	--